

○天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例施行規則

平成18年3月27日

規則第153号

改正 平成21年7月1日規則第57号

令和4年3月30日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例（平成18年天草市条例第218号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 条例第9条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 市又は市の機関が主催し、又は共催した行事等で天草市総合交流ターミナル施設ユメールを利用するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、総合交流ターミナル施設ユメール使用料減免申請書（別記様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(平21規則57・一部改正)

(読替規定)

第3条 条例第15条第1項の規定により指定管理者に天草市総合交流ターミナル施設ユメールの管理を行わせる場合においては、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条の見出し	使用料	利用料金
第2条第1項	第9条	第18条
	使用料	利用料金
第2条第1項第2号	市長	指定管理者
第2条第2項	使用料	利用料金
	市長	指定管理者
別記様式	使用料	利用料金

	天草市長	指定管理者
--	------	-------

(平 2 1 規則 5 7 ・ 追加)

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 2 1 規則 5 7 ・ 旧第 3 条 繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 1 8 年 3 月 2 7 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の五和町総合交流ターミナル施設「ユメール」の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 1 1 年五和町規則第 1 0 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 2 1 年規則第 5 7 号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の天草市総合交流ターミナル施設ユメール条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 4 年規則第 1 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式(第2条関係)

総合交流ターミナル施設ユメール使用料減免申請書

年 月 日

天草市長 様

住 所
申請者 氏 名
電 話

天草市総合交流ターミナル施設ユメールの使用料の減額・免除について、下記のとおり承認くださいますよう申請します。

記

減額・免除 申請の理由					
団 体 名					
利用目的 及び人員	(人)				
利用施設					
利用日時	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
連 絡 責 任 者	電話番号()				局 番
許 可 番 号	第	号	使 用 料 (申 請 前)	円	

上記承認申請について、次のとおり決定する。

- 1 免 除
- 2 減 額(減額後の使用料 円)
- 3 減額・免除しない

年 月 日

天草市長

印

様

別記様式（第2条関係）

（平21規則57・令4規則13・一部改正）